

産業廃棄物処理施設（焼却施設）に係る技術上の基準

- 条項は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の該当条項による。
- ガス化改質方式、電気炉等以外の焼却施設に係る基準を示す（廃PCB等の焼却施設に係る基準を除く。）

区分	条	項	号	省令条文
技術上の基準 (構造基準)	12条	1項	1号	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
			3号	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
			4号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
			5号	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
			6号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
			7号	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に並び、十分な容量を有するものであること。
			12条の2	5項
1号	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。			
1号イ	燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度）以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。			
1号ロ	燃焼ガスが、摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度）以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。			
2号	令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。			
4条	1項	7号イ	法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	

7号ロ(3)	外気と遮断されたものであること。
7号ロ(4)	燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度(摂氏八百度)以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
7号ロ(5)	燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。
7号ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
7号ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
7号ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(二のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
7号ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。
7号ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
7号チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
7号リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。
7号リ(1)	ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。
7号リ(2)	ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。
7号リ(2)(イ)	ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。
7号リ(2)(ロ)	熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
7号リ(3)	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。
7号リ(3)(イ)	焼成炉中の温度が摂氏千度以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。

		7号リ(3)(ロ)	焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
		7号リ(3)(ハ)	焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
		7号リ(4)	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。
維持管理の技術上の基準 (維持管理基準)	12条の6	1項	
		1号	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
		2号	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
		3号	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
		4号	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
		5号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
		6号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
		7号	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
		8号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
		9号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。
	12条の7	5項	令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号(同号ハ及びナからケまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。
		1号	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度)以上に保つこと。
		3号	令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。)にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。
	4条の5	1項	
		2号	焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次のとおりとする。
		2号イ	ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。

2号ロ	<p>焼却室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p>
2号ニ	<p>焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。</p>
2号ホ	<p>運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p>
2号ヘ	<p>運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。</p>
2号ト	<p>焼却室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>
2号チ	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p>
2号リ	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>
2号ヌ	<p>冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>
2号ル	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。</p>
2号ヲ	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>
2号ワ	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる焼却室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p>
2号カ	<p>煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫酸化合物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>
2号ヨ	<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>
2号タ	<p>煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>
2号レ	<p>ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。</p>

		2号ソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
		2号ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
		2号ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
		2号フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。